

国家戦略特区追加提案 ～「Japan Ahead」構想の推進～

2015年7月27日

Hello, Future!



新経済連盟の政策提言「Japan Ahead」

■「Japan Ahead」実施の経済効果は、約150兆円

インテリジェント・
ハブ化構想

約100兆円

最先端社会・
スマートネーション
(シェアリング・エコ
ノミー／電子化)

約20兆円

超観光立国

約30兆円

「Japan Ahead」施策プランのKPI一覧①

施策ごとにKPIを設定し、各KPIの責任者を明確に定めて改革を推進するべき

| 施策プラン | KPI(例) | 現在値 | 目標値 |
|--------------------|---|--------------------|-----------------------|
| インテリジェント・ハブ化 構想 | 日本発の次世代のトヨタのようなリーダー企業の育成 | | 時価総額 20兆円企業 の誕生 |
| | 英語力(TOEFL平均点数) | 70点 | 80点 |
| | 海外企業の本社・アジア本社の誘致数 | | 年10社 |
| | 法人税率 | 34.62% | 20%台前半 |
| | 開業率 | 4.5% (2010年) | 10%台 |
| | 世界経済フォーラムIT競争力ランキング内「ICTに関する法制度」 ランキング | 42位 (2013年) | 10位以内 |
| | 技術在留資格による外国人新規入国者数 | 5,387人 (2013年) | 約2万人 |
| | 外国企業の対内直接投資残高 | 18.0兆円 (2013年末) | 50兆円 (※1) |

※1 既存の政府目標は、2020年までに35兆円。

「Japan Ahead」施策プランのKPI一覧②

施策ごとにKPIを設定し、各KPIの責任者を明確に定めて改革を推進するべき

| 施策プラン | KPI(例) | 現在値 | 目標値 |
|-----------------|--------------------------|--------------------|-------------------------|
| 最先端社会・スマートネーション | シェアリング・エコノミーの市場規模 | | 10兆円台 (2025年) |
| | 利用頻度が高い重点行政手続きオンライン利用率 | 46.2% (2013年度) | 70% (2020年度) |
| | 主要施設・サービスでのキャッシュレス決済対応比率 | N.A. | 100% (2020年) |
| 超観光立国 | 年間訪日外国人旅行者数 | 1,341万人 (2014年) | 1億人 (2030年) (※)2 |
| | 訪日外国人の年間旅行消費額 | 2兆305億円 (2014年) | 30兆円 (2030年) (※)3 |

※2 既存の政府目標は、2020年までに2,000万人、2030年に3,000万人超。

※3 既存の政府目標は、2000万人が訪れる年に4兆円を目指すとしている。

施策項目一覧表（☆の施策につき特区としても提案）

| 施策プラン | 具体的施策項目 |
|--------------------|---|
| インテリジェント・ハブ化構想 | 日本にデータが集まる環境にする（インターネットアウトバーン構想、法人税の引き下げ） |
| | 海外から優秀な人材を集めるための環境整備 |
| | イノベーションを起こすグローバル人材の育成 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀型素養教育の促進（英語・プログラミング）【☆提案4】 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・教員免許の弾力化【☆提案5】、デジタル教科書の承認【☆提案6】、株式会社立学校の促進【☆提案7】 |
| | <p>コーポレートガバナンス改革（株式報酬制度等の導入、株式持合い解消）</p> <p>世界で戦える企業環境の整備（IFRSの導入促進【☆提案2】、知識社会型の新たな労働制度【☆提案3】）</p> |
| 最先端社会・スマートネイションの構築 | シェアリングエコノミーなど新産業創出のための法環境整備【☆提案1】 |
| | 電子ペイメント・キャッシュレス決済の促進（公的サービスに係るキャッシュレス決済の義務付けを含めた促進策の検討） |
| | デジタルファーストのための新法整備（IT利活用新法） |
| 超観光立国 | 空港政策の抜本的再検討（横田基地民間共用、LCC導入支援等） |
| | CMO（チーフ・マーケティング・オフィサー）の設置と民間人からの起用 |
| | 訪日外国人の壁（通信・認証、決済、言語・文化）を解消 |
| | 移動手段・宿泊手段確保のためのシェアリングエコノミーを促す法環境の整備（再掲） |
| | 都市の娯楽的魅力向上（カジノ、音楽イベントの実施、風営法の緩和、道路使用許可の緩和【☆提案8】等） |
| | 免税店の整備・充実 |

1. シェアリングエコノミーの法的環境整備

| | |
|---------------------------|---|
| 項目 | シェアリングエコノミーの法的環境整備 |
| 関連法令 | 旅館業法、道路運送法、金融関連法令 等 |
| 事業の実施を不可能または困難とさせている規制の内容 | <p>①現在、インターネットを通じて、<u>眠っている資産</u>(車、スペース、時間、モノ、カネ、知識、労働(スキル)等)がユーザーによって共有されることが可能になり、それを前提とした経済圏が世界的に発生している(<u>シェアリングエコノミー</u>)。</p> <p>②日本の現行法は、空き家や個人宅の空き部屋等を個人レベルで料金をとって他人に短期間貸したり、個人が自家用車を用いて運賃の支払いを受けてライドシェアリングを行ったりすることを想定しておらず、我が国でこれを行うと違法と判断される可能性がある。<u>シェアリングエコノミーという新経済の成長を促すための法的環境を整備する必要がある。</u></p> <p>③また、<u>2020年のオリンピック・パラリンピックを控え、快適かつ多様な宿泊場所や移動手段の確保は観光立国を目指す日本としても非常に重要な問題</u>となってくる。</p> |
| 提案する新たな措置の内容 | 空き部屋・空き家、マイカーなどの遊休資産をマッチングさせるサービスが安定的にできるような新たな法環境を整備する。 |
| 想定される経済的社会的効果 | 遊休資産の活用による供給力の向上、新たな需要を作り出す、新たな産業・サービスを生み出す |

参考：シェアリングエコノミーの爆発的な広がり①

ソーシャルメディアの発達により、個人の遊休資産などの交換・共有により成り立つ経済が、昨今、欧米を中心に急速に発達。所有型経済から共有型経済に移行しつつある。

国内市場規模推計

10兆円台*



日本では、
カーシェアリングなどが
やっと注目されてきた段階

現在

2025年

*移動手段、宿泊手段、介護、育児対応、クラウドソーシング等を加味して試算、次頁の資料を参考。

ニーズ

使い手



3分の2が他人が
提供するサービス
を利用したい

貸し手



3分の2が金銭を
得るために個人資
産を貸したい

出所：2013年 ニールセンによる「シェアコミュニティに関するグローバル調査」

参考:シェアリングエコノミーの爆発的な広がり②

遊休資産の活用 及び 既存設備の有効活用

乗り物のシェア

- ・自家用車/自家用車の空き座席

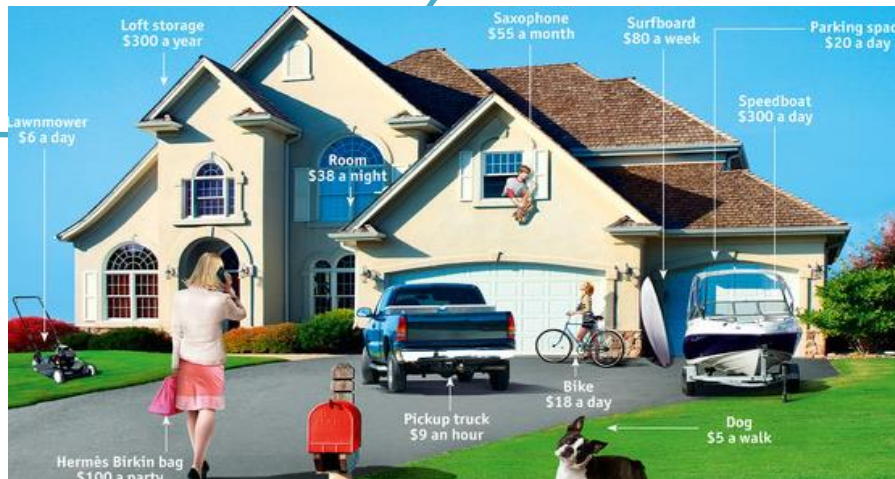
※ サンフランシスコでは、ライドシェアサービス実現により、Door-to-Door交通サービスの市場規模が約5倍になったといわれる

(参考)タクシー・ハイヤー業界の総売上高は約1兆7,500億円(2013年)

(出所:総務省「サービス産業動向調査」平成25年拡大調査報道資料より)

カーシェアリング事業者数は、08年の10社から12年には170社に増加。

(出所:国土交通省「平成24年度国土交通白書」データにより)



(出所:「The Economist」2013年3月9日号「The sharing economy」)

空間のシェア

- ・空き部屋や空き家

7軒に1軒は空き家

(出所:統計局「平成25年住宅・土地統計調査」データにより算出)

- ・イベント会場や会議スペース

- ・介護(ベッドシェアリングなど)

介護業界規模は約7,500億円(2013-14年)

(出所: <http://gyokai-search.com/3-kaigo.htm>)

モノのシェア

- ・機器や道具

- ・洋服や装飾品

など

空き時間・人手・能力のシェア

- ・育児(ベビーシッター・子育て)

保育園・託児所市場規模は約5,700億円(2013年)

(出所: <http://www.dreamnews.jp/press/0000067177/>)

- ・家事や雑務

- ・食事や料理

- ・ペットの世話 など

クラウドソーシングを通じて、主婦などの空き時間の活用もできる。

2023年のクラウドソーシング市場は1兆円

(株式会社クラウドワークスによる試算)

その他

- ・クラウドファンディング(お金のシェア) など

2. IFRSの導入促進

| | |
|---------------------------|--|
| 項目 | IFRSの導入促進 |
| 関連法令 | 金融商品取引法、会社法、法人税法 等 |
| 事業の実施を不可能または困難とさせている規制の内容 | <p>①現在、<u>単体財務諸表及び税務申告においてIFRS適用が認められていないため、連結財務諸表をIFRSで作成しても、<u>単体・税務申告は日本基準で作成しなおさなければならない</u></u>。このことが<u>日本企業のIFRS適用拡大を阻害する一因</u>になっている。</p> <ul style="list-style-type: none">・単体財務諸表＝現在認められる会計基準は、日本基準のみ。・税務申告＝税務申告上の課税所得は、日本基準の税前損益が計算の基礎となっており、IFRSの税前損益は認められない。 <p>②標記要望事項が実現すれば、IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなくし、国内におけるIFRS使用の拡大を促すことによって、我が国企業が世界で戦うための土俵が作られる。</p> <p>③なお、<u>日本再興戦略</u>では、「<u>IFRSの任意適用企業の拡大促進</u>」が明記されている。</p> |
| 提案する新たな措置の内容 | 単体財務諸表及び税務申告上の会計利益でIFRS使用を認めるよう法令上の措置を講ずる。 (情報開示や税務申告においてIFRS基準で作成した文書を使えるようにする) |
| 想定される経済的社会的効果 | IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなくし、国内におけるIFRS使用の拡大を促すことによって、我が国企業が世界で戦うための土俵をつくる。 |

2. IFRSの導入促進

単体FS 作成基準

- ・現在、単体財務諸表に認められた会計基準は日本基準のみ。
- ・IFRSに移行しても日本基準の利用が必要
- ・単体財務諸表にIFRS適用が認められれば日本基準の利用が不要に。(金融商品取引法・会社法)

税務申告 会計基準

- ・税務申告上の課税所得は、日本基準の税前損益が計算の基礎となる。
- ・IFRSの税前損益は認められていない。
- ・IFRSの税前損益の使用が認められれば日本基準財務諸表の作成が不要となる。(税法)

◇提案

単体財務諸表及び税務申告上の会計利益でIFRS使用を認める。

IFRSと日本基準の両方を作成する負担をなくし、国内におけるIFRS使用の拡大を促すことによって、我が国企業が世界で戦うための土俵がつけられる。


3. 知識社会型の新たな労働制度

| | |
|---------------------------|--|
| 項目 | 知識社会型の新たな労働制度 |
| 関連法令 | 労働基準法32条、34条、35条、37条 等 |
| 事業の実施を不可能または困難とさせている規制の内容 | <p>①経済構造は、<u>知識集約型にシフト</u>し、時間ではなく成果が求められるようになっています。また、<u>インターネットというグローバルネットワーク</u>により、ビジネスは国境をまたぐ状況で、<u>地球時間での対応、24時間のグローバルオペレーション</u>が求められている。</p> <p>この結果、<u>時間や場所の制約を受けない柔軟なワークスタイルや成果に基づく業績評価</u>などがますます進み、現行の硬直した労働法制になじまない職種、仕事、働き方は拡大していく。</p> <p>現在、国会に提出されている改正労働基準法案で、「<u>特定高度専門業務・成果型労働制(高度プロフェッショナル制度)の創設</u>」が導入されたことは、<u>一步前進したと理解するが、上記の環境変化の中では、この制度の創設だけでは対応しきれない部分がある。</u></p> <p>②ベンチャー企業の場合、<u>多くの従業員が企画型の業務を行い、また、ストックオプションが採用されていることも多い</u>ため将来的リターンも大きいことに留意が必要。</p> <p>また、<u>知識と情報を源泉とした高付加価値型サービスを提供することを中心的な活動とする企業等では、従来の時間という評価軸になじまないことにも留意が必要。</u></p> <p>このような企業に対しては、健康管理の枠組みを担保しつつ労働時間制度の適用除外とし、業務上の成果のみによって社員の評価を行うことのできる環境の整備を引き続き検討していくべき。</p> <p>また、昨今の時代変化に合わせて、<u>新たな企業やベンチャー企業などを代表する委員の追加など労働政策審議会の委員構成の見直しを図っていくべき。</u></p> |
| 提案する新たな措置の内容 | 「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等に対しては、健康管理の枠組みを担保しつつ、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない制度(時間ではなく成果による人事評価)を構築する。 |
| 想定される経済的社会的効果 | 雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業務評価ができるようになり、従業員においては、より柔軟で自分の生活スタイルに合った働き方が可能となる。 |

3. 知識社会型の新たな労働制度

◇提案

「ベンチャー企業」「知識社会型対応企業」等の企業類型を設定し、これらに該当する企業は、企業単位で、労働時間・休日・休憩・割増賃金がいずれも適用されない新たな労働時間制度（時間ではなく成果による人事評価）を適用できるようにする。その際、健康診断の複数受診の推進、産業医によるコンサルテーションの積極活用等、従業員の健康管理の枠組みを整備させる。



雇用主においては、従業員が出した成果に応じた合理的な業務評価ができるようになり、従業員においては、より柔軟で自分の生活スタイルに合った働き方が可能となる。

(注) 知識社会型対応企業: 「モノ」ではなく「知識と情報」が主たる資産となる「知識社会」において、「知識と情報」を源泉とした高付加価値のサービスを提供することを中心的な活動とする企業。

参考：新たな労働制度が求められる具体例①

◆事例1：スタートアップ

- 成長戦略では、起業の促進が掲げられており、多数のスタートアップ企業によるイノベーションの促進が求められている。
- スタートアップは基本的に全職種が企画型に該当する。営業職やカスタマーサポート職でも、自分たちで新しいプロセスをつくるという働き方になる。
- 大企業の場合は、企画とオペレーションの明確な分業も可能だが、スタートアップでは区分けが困難である。

◆事例2：クリエイティブワーク

- 産業構造が知識社会型に移行するに伴い、幅広い職種の人にとってナレッジワークやクリエイティブワークを促す働き方、つまり、業績や成果を重視する働き方が必要。
- 例えば、エンジニア、プログラマーなどは、事業の企画だけでなく、個々のサービスやプロダクトの企画業務が幅広くあり、従来の時間管理になじまない。
- 創造性を発揮させるためには、遊びも必要。遊びと仕事の境目は不明確。

参考：新たな労働制度が求められる具体例②

◆事例3：グローバル対応

- インターネットの普及等により、サービスは国境を越えて展開しており、グローバルオペレーションが求められている。
※海外支社との会議、海外ユーザへの対応、海外との交渉など
- 業務も地球時間での対応が必要であり、日本時間にとらわれるのではなくその人個々人の業務内容に沿ったオペレーションを考える必要がでてきている。

◆事例4：テレワーク

- 労働者の生活スタイルに合わせて柔軟に働きたい、空き時間を有効に使いたいといったニーズにこたえることが必要。
- その際、テレワークは非常に有効。子育て中の女性や高齢者等の活躍にもつながり、地方創生にも資する。
- 導入のためには、業績管理プロセスの構築、機器の整備、研修プログラム整備等が必要であり、成功事例の横展開が必要。また、中小企業をはじめ対応がコスト的に難しい場合があるので、支援の検討も必要。

4. 21世紀型素養教育の促進(英語・プログラミング)

| | |
|---------------------------|---|
| 項目 | 21世紀型素養教育の促進（英語・プログラミング） |
| 関連法令 | 小学校学習指導要領、小学校学習指導要領解説 中学校学習指導要領、中学校学習指導要領解説 |
| 事業の実施を不可能または困難とさせている規制の内容 | <p>①日本の子供たちに、論理的思考力・コミュニケーション能力等をベースとしたグローバル人材に必要な21世紀型素養を備えさせることは喫緊の課題。</p> <p>②21世紀型素養としては、英語やプログラミングが重要であるが、これらの小中学校での科目化および一定の授業時間数確保は、既存の「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度を活用すれば可能ではある。</p> <p>③しかし、21世紀型素養の定着のためには、子供の発達段階における一貫した教育が必要であり、小学校でこれらの授業を受けていた子供はできるだけ中学校でも継続的に学ぶことのできる環境が必要である。</p> <p>④小中学校における英語・プログラミング授業の科目化および一定の授業時間数確保を特区として行うことで、「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度をベースとしながらも、小・中における、より一貫性ある21世紀型素養教育の取り組みが可能となる。</p> |
| 提案する新たな措置の内容 | 公立の小中学校における英語・プログラミング授業の科目化および一定の授業時間数確保 |
| 想定される経済的社会的効果 | 既存の制度を活用しながら、より一貫性ある21世紀型素養教育が可能となる。 ひいては、子供たちが、十分なコミュニケーション能力と論理的思考能力を得、将来的な起業などグローバル人材に必要な素養を備えることができる。 |

4. 21世紀型素養教育の促進(英語・プログラミング)

○子供たちに、論理的思考能力・コミュニケーション能力をベースとした21世紀型素養を身につけさせるには、小中学校で英語・プログラミングの科目化・授業時間数確保が必要。

⇒既存の「教育課程特例校」「研究開発学校」を活用すれば各学校ごとには可能であるが、21世紀型素養の定着のためには、子供の発達段階における一貫した教育が必要

◇提案

特区として、公立の小中学校における英語・プログラミング授業の科目化および一定の授業時間数確保を行う。

既存の制度を活用しながら、より継続的で一貫性ある21世紀型素養教育が可能に。

参考：プログラミング教育の目標と内容(例)①

| 学 年 | 目 標 | 内 容 |
|----------------|--|--|
| 小学校1年生 ～6年生 | <p>「コンピューターやプログラミングは面白い」</p> <p>コンピュータープログラミングやIT技術への基本的な理解と興味関心を喚起するとともに、それらを自ら積極的に活用する、あるいは継続的に学習する意欲を持たせる</p> | <p>①アルゴリズムとコンピュータープログラムを体験的、感覚的に理解する 簡単なプログラムの作成(プログラミング)および修正(デバッグ)を通じて、アルゴリズムやコンピューターの特性について体験的、感覚的に理解させる。Scratch、プログラミン、アルゴロジックなどの学習ソフトや、教育用ロボット玩具などを利用する。</p> <p>②コンピュータープログラムやIT技術の有用性、可能性について理解する ゲーム機器や身の回りの電化製品など、身の回りでコンピュータープログラムが利用されているものを見つけるなどの活動、また映像教材等を利用し、社会の中でコンピュータープログラムがどのように活用されているのかを理解させる。</p> <p>③コンピュータープログラムやIT技術を自ら積極的に活用する姿勢を養う Scratch、プログラミン、各種プログラミング言語などを用いて、自由な創作活動を行う。コンピュータープログラムやIT技術は「どこかで凄い人が作っている」ものではなく、「自分でも積極的に活用できる」ものであるということを理解させる。</p> |

参考:プログラミング教育の目標と内容(例)②

| 学 年 | 目 標 | 内 容 |
|-------------|--|--|
| 中学校1年生～3年生 | <p>「コンピューターやプログラミングが分かる」</p> <p>コンピュータープログラミングやIT技術を使いこなすための<u>基礎的な知識、技能、リテラシー</u>を習得させる</p> | <p>①基礎的な知識及び技能の習得 プログラミングの基本処理である「順次」、「分岐」、「繰り返し」について学習し、作成および読解できるよう、理解習得させる。より効率的なプログラムとは何かについて、論理的に考え、組み立てさせる。ビジュアルプログラミング言語もしくはテキスト言語を使用する。</p> <p>②基礎的なコンピューター活用リテラシーの習得 コンピューターを用いた開発・創作を行う上での基礎的なリテラシー(安全への配慮・権利への配慮)について理解させる。</p> |
| 高等学校1年生～3年生 | <p>「コンピューターやプログラミングを使いこなせる・役立たせる」</p> <p>コンピュータープログラミングやIT技術に関する<u>高度な知識技能</u>を習得させるほか、習得した知識技能を応用的に使い、創造性を活かして、<u>課題解決</u>を行う</p> | <p>①高度な知識技能の習得 複数のプログラミング言語の活用の仕方を学習する。</p> <p>②コンピュータープログラミングの知識技能を応用的に用いた課題解決の体験 問題解決型学習(PBL: Project Based Learning)として、身の回りや社会における課題を自ら設定し様々なソフトウェアやプログラミング言語を用いた課題解決学習を行う。</p> |

参考：日本人の英語力

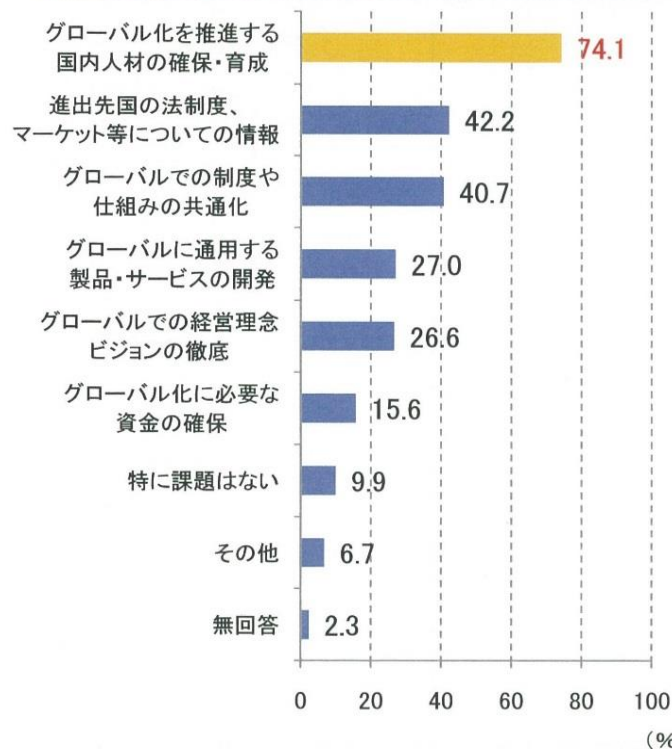
グローバル人材育成*の現状

*語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、チャレンジ精神、協調性・柔軟性、責任感・使命感、異文化に対する理解と日本人としてのアイデンティティーなどを有する人材

産業界からのグローバル人材ニーズに対し、育成面では出遅れている我が国の現状

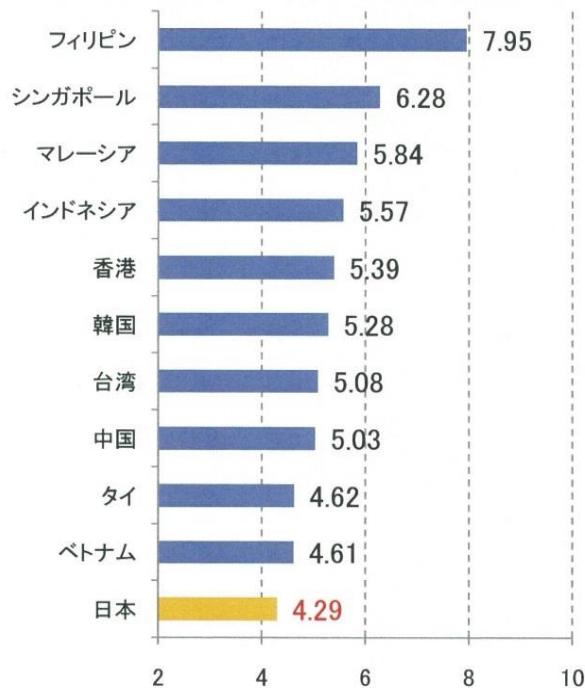
(アジア主要国・地域の中でも低水準な日本人の**語学力**)

海外拠点の設置運営における課題



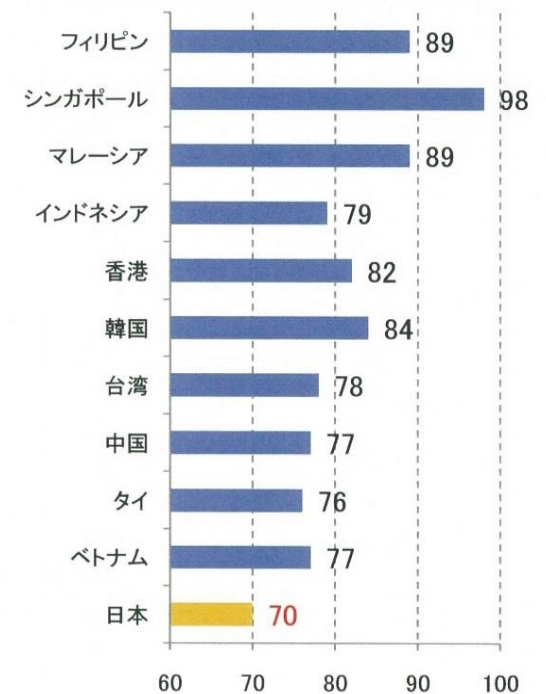
出典：経済産業省「グローバル人材育成に関するアンケート調査」より

2013年版 ビジネス英語指数



出典：GlobalEnglish社「2013 Business English Index」より

TOEFL iBTスコア



出典：ETS「Test and Score Data Summary for TOEFL iBT Tests and TOEFL PBT Tests」より

5. 21世紀型素養教育の促進(教員免許の弾力化)

| | |
|----------------------------------|--|
| 項目 | 21世紀型素養教育の促進（教員免許の弾力化） |
| 関連法令 | 教育職員免許法第3条 等 |
| 事業の実施を不可能または困難とさせている規制の内容 | <p>①日本の子供たちに、論理的思考力・コミュニケーション能力等をベースとしたグローバル人材に必要な21世紀型素養を備えさせることは喫緊の課題。</p> <p>②21世紀型素養としては、英語やプログラミングが重要であるが、これらの小中学校での科目化および一定の授業時間数確保は、現存の「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度を活用すれば可能である。</p> <p>③しかし、上記制度を用いて英語・プログラミングの小中学校での科目化と授業時間数確保が実現した場合、教える教員が不足するという問題が生じることは明らかである。特に、英語や情報(プログラミング)のような実践的科目は、既存教員に加えて、社会での実務経験豊富な人材が教員となり、独創的、実地的な授業、生徒指導、生徒評価等を行うことが期待される。</p> <p>④現状でも、外部人材を活用する枠組はあるものの、どれも課題があり、十分に普及しているわけではない。(具体的な課題は別添)</p> |
| 提案する新たな措置の内容 | 英語・情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等一定の条件を満たす場合は、学校ではなく本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みができるようにする。 |
| 想定される経済的社会的効果 | 教員免許は持たないが特定分野の教育に長けているスペシャリストに教科全体を単独で担当してもらう、ということが可能になり、従来にはない独創的、実地的な授業・生徒指導・生徒評価等が期待できる。特に英語や情報の授業では社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、グローバル感覚やビジネスマインドを養うことに役立つ。 |

5. 21世紀型素養教育の推進(教員免許の弾力化)

○子供たちに、論理的思考能力・コミュニケーション能力をベースとした21世紀型素養を身につけさせるには、小中学校で英語・プログラミングの科目化・授業時間数確保が必要

⇒課題は、「英語」「プログラミング」授業を教える教員の不足や教員としての実務経験者の活用

◇提案

英語・情報等の特定教科で、教員免許を持たない者でも、経験・意欲等、一定の条件を満たす場合は、本人の申請により、みなし教員免許を付与する仕組みを法令上整備する。

教員免許は持たないが特定分野の教育に長けているスペシャリストに教科全体を単独で担当してもらう、ということが可能になり、従来にはない独創的、実地的な授業・生徒指導・生徒評価等が期待できる。

特に英語や情報の授業では社会での実務経験豊富な人材が教員となることにより、グローバル感覚やビジネスマインドを養うことに役立つ。

参考：現在の教員免許非保有者活用制度

| 制度名称 | 制度概略 | 問題点・課題 |
|----------|---|---|
| ①特別非常勤講師 | 教科の領域の一部等を担任する非常勤の講師について、任命・雇用しようとする者から都道府県教育委員会に届け出ることにより、教員免許状を持たない者を登用可。 | <u>教科の領域の一部しか担当できない</u> |
| ②特別免許状制度 | 教員免許状をもっていない人であっても、各分野の優れた知識経験や技能を持っている社会人について、都道府県教育委員会の行う教育職員検定により特別免許状を授与し教諭に任用できる | <u>学校への雇用内定があることを前提に、当該雇用する学校が申請する制度になっているのが活用されていない理由のひとつ。</u> 当該制度を活用した社会人選考を実施している <u>県市は25(平成26年度)にとどまる。</u> |
| ③外国語指導助手 | 外国語授業の補佐を担当させるため、外国語を母語とする指導助手を採用可。国のJETプログラムを通じた採用、各自治体の直接採用、民間会社への業務委託等の形態がある。 | あくまで教員免許を持つ <u>教員の補佐にとどまる</u> |

6. 21世紀型素養教育の促進(デジタル教科書の承認)

| | |
|---------------------------|---|
| 項目 | 21世紀型素養教育の促進（デジタル教科書の承認） |
| 関連法令 | 学校教育法34条、義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律第3条、著作権法第33条、教科書の発行に関する臨時措置法第3条 等 |
| 事業の実施を不可能または困難とさせている規制の内容 | <p>①日本の子供たちに、論理的思考力・コミュニケーション能力等をベースとしたグローバル人材に必要な21世紀型素養を備えさせることは喫緊の課題。</p> <p>②21世紀型素養としては、英語やプログラミングが重要であるが、これらの小中学校での科目化および一定の授業時間数確保は、現存の「教育課程特例校」制度、「研究開発学校」制度を活用すれば可能ではある。</p> <p>③英語等には、特に音声・映像を用いた学習方法が効果的であり、それには、デジタル教科書を使用することが必要である。現状、「教科用図書」「教科書」はデジタル化されたものが認められておらず、それ故に、教科書の権利制限規定や無償給与に該当せず、その恩恵に浴せない。このことが、デジタル教科書が普及しない理由の一つになっている。タブレット端末等を使った授業を行う学校も増えつつあるが、そこでの電子的な教材はあくまで補助教材であり「教科書」とは認められない。</p> <p>④デジタル化された教科書が普及すれば、音声・映像による学習のほか、子供一人ひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教えあい学びあう協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がるが、現状はそのような教育のイノベーションの可能性が阻害されている。</p> |
| 提案する新たな措置の内容 | デジタル化された教科書を学校教育法ほか関係法律上の「教科用図書」「教科書」と認める。 |
| 想定される経済的社会的効果 | デジタル化された教科書を普及させることにより、英語・プログラミング等の21世紀型素養教育を効果的に行えるようになり、また、個別学習、協働学習、教師間情報共有等の可能性が広がる。 |

6. 21世紀型素養教育の促進(デジタル教科書の承認)

○子供たちに、論理的思考能力・コミュニケーション能力をベースとした21世紀型素養を身につけさせるには、小中学校で英語・プログラミングの科目化・授業時間数確保が必要

⇒英語等には、音声・映像を使った学習方法が効果的

⇒タブレット端末を使った授業を行う学校も増えつつあるが、そこでの電子的な「教材」は「教科書」とは認められない。

◇提案

デジタル化された教科書を学校教育法上の教科書と認める。

⇒英語・プログラミングのほか、子供一人ひとりの習熟度に応じた個別学習、子供が互いに教え合い学び合う協働学習、教師による学習履歴の活用や情報共有等の可能性が広がる。

7. 株式会社立学校の環境整備

| | |
|----------------------------------|--|
| 項目 | 株式会社立学校と学校法人のイコールフットィング |
| 関連法令 | 構造改革特別区域法 規制の特例措置816番(「学校設置会社による学校設置事業」) |
| 事業の実施を不可能または困難とさせている規制の内容 | <p>①現在、「構造改革特区」として認められた株式会社立学校が存在するが、学校法人と異なり、法人税が課税され、また私学助成金の対象ともならない。</p> <p>②上記のような税制・助成面におけるハンデがあるため、株式会社立学校の多くは、比較的成本のかからない通信制を選択している。</p> <p>③学校運営・指導面において、このような株式会社立通信制の学校に対しては、学校教育法上は第1条校としての取扱いながら、特区法上の面接・試験・添削等の指導を特区内で行なうべきという指導が為されており、他の学校法人の広域通信制高校で認められている協力校の制度も適用されない。</p> |
| 提案する新たな措置の内容 | <p>(1)構造改革特区で認められている株式会社立の学校について、他の学校法人同様に、法人税の減免措置を講ずる。</p> <p>(2)構造改革特区で認められている株式会社立通信制高校学校のうち、通信制の学校について、特区外での活動を可能とするため、制度の全国展開をする。</p> |
| 想定される経済的社会的効果 | 学校現場に、従来の枠を超えた民間活力による新たな発想・アイデアを生み出し、多様性ある教育を実現、促進する。 |

7. 株式会社立学校の環境整備

○現在の株式会社立学校は、法人税が課税され、私学助成金の対象ともならない。
また、多くの株式会社立学校が選択している通信制に対しては面接・試験・添削等の指導を特区内で行なうべきという指導が為されている

⇒株式会社立学校と学校法人がイコールフットイングしていないし、通信制を選択する意味も薄い。

◇提案

- ①構造改革特区で認められている株式会社立の学校について、他の学校法人同様に法人税の減免措置を講ずる。
- ②構造改革特区で認められている株式会社立通信制高校学校のうち、通信制の学校について、特区外での活動を可能とするため、制度の全国展開をする。

学校現場に、従来の枠を超えた民間活力による新たな発想・アイデアを生み出し、多様性ある教育を実現、促進する。

8. 道路使用許可の緩和

| | |
|---------------------------|---|
| 項目 | 道路使用許可の緩和 |
| 関連法令 | 道路交通法第七十六条、七十七条、各自治体の道路交通規則、屋外広告物条例 |
| 事業の実施を不可能または困難とさせている規制の内容 | <p>①催事開催における道路使用のルールが不明確であり、例えば、歩行者天国が行なわれていても、当該道路で催事の開催が認められないケースがある。</p> <p>②また、協賛・協力社の開催当日の広告表示にも規制があり、なかなか意図した広告が表示できない。</p> |
| 提案する新たな措置の内容 | 催事開催のための道路使用許可については、歩行者天国を行なっている場合は原則許可するなど、開催を容易化することを許可のルールとする。広告表示についても、広告の形状、色、大きさ等に関する規制を大幅に緩和する。 |
| 想定される経済的社会的効果 | 道路を柔軟に使用できるようにすることにより、大規模イベントの開催が容易となり、都市の魅力向上、世界に発信し得る新たなソフトパワーの育成等につながる。 |

8. 道路使用許可の緩和

○現在、催事開催における道路使用のルールが不明確
また広告表示にも細かな規制

⇒歩行者天国が行われていても催事開催が認められない、というケースも。

◇提案

催事開催のための道路使用許可については、歩行者天国を行なっている場合は原則許可するなど、開催を容易化することを許可のルールとする。広告表示も、広告の形状、色、大きさ等に関する規制を緩和。

道路を柔軟に使用できるようにすることにより、大規模イベントの開催が容易となり、都市の魅力向上、世界に発信し得る新たなソフトパワーの育成等につながる。

Hello, Future!



新經濟連盟



Japan Association of New Economy